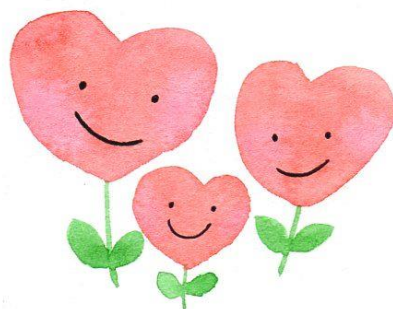


# 子どもの命と権利を守る

～助けてと言えない子どもたち～



すべての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明すること、その他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（令和2年4月1日施行）基本理念

今年沖縄県は、社会全体で子どもの権利と虐待防止の理解を深め、虐待から子どもを断固として守るため「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（子どもの権利尊重条例）」を制定しました。今、新型コロナウイルスの影響により、虐待の増加が懸念されています。すべての子どもが、安心・安全な環境で健やかに成長していけるように、子どもの権利について学び、行動につなげましょう。一人ひとりが、そして社会全体が子どもの人権を尊重することが、大切な子どもの命を守ることに繋がります。

日程：11月1日（日）14:00～16:00（開場13:30）

会場：沖縄県男女共同参画センターていりる ホール  
（那覇市西3丁目11-1）

講師：横江 崇（弁護士、NPO 法人子どもシェルターおきなわ理事長）

1976年東京生まれ。2003年沖縄弁護士会に弁護士登録。2006年美ら島法律事務所開業。2016年NPO法人子どもシェルターおきなわ設立。  
少年非行、児童虐待、いじめ、子どもの貧困等の子どもの人権課題に取り組んでいる。  
沖縄県社会福祉審議会委員。沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議構成員。



## 要事前予約 \*裏面参照

対象：関心のある方

定員：100人

\*新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドラインに沿って、開催方法はZOOM等を活用したオンライン開催に変更する場合があります。

## ご参加のみなさまへお願い

体調のすぐれない方はご来場をお控えください。マスク着用、検温、アルコール消毒等、ご協力をお願いいたします



